

本人通知制度をご存知ですか

☎市民課 市民班

☎773・6661

本人通知制度は、住民票か戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、本人に通知する制度です。この制度は、証明書の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。事前登録をした人が対象です。※証明書請求者の氏名・住所など個人情報 は通知されません

事前登録の対象者

南魚沼市に住民登録または戸籍がある人(あった人)

通知の対象となる証明

・住民票の写し(除票を含む)、住民票の記載事項証明書(除かれたものを含む)
・戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、戸籍記載事項証明書(除かれたものを含む)

事前登録の申請に必要なもの

本人確認書類(顔写真がある公的身分証明書は1点、顔写真がない場合は2点)

受付窓口 市民課、大和・塩

沢市民センター

犬のフンは持ち帰りましょう

☎環境交通課

☎773・6666

飼い犬の散歩中に、フンを放置する人がいます。フンは時間がたつても消えることなく、道端に残ります。また雪の上に残されたフンは雪が消えてもその場に残ります。ペットのフンは、他人の所有地や公共の場に放置せず、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

県民医療安全相談窓口

☎新潟県福祉保健部 地域医療政策課 医療指導係

☎025・280・5184

患者やその家族からの、医療の安全についてわからないことや、心配事などの相談に応じます。

※医療機関や医療従事者への指導、医療事故や責任の所在の判断はできません

相談窓口

新潟県庁12階 福祉保健部 地域医療政策課内

☎025・280・5781
☎025・284・0277

✉ng1040320@pref.niigata.lg.jp

相談受付

紙、来所(要予約)

☐祝日、年末を除く月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～3時

※メール、手紙での相談は詳細がわからないこともあるため、可能な限り電話での相談をおすすめします

**南魚沼市消費者協会
活動してみませんか**

☎南魚沼市消費者協会
(事務局 商工観光課)

☎773・6665

当協会では、多様化する消費者問題について、各機関と連携し、お互いに学び合い、より賢い消費者をめざしてさまざまな活動を行っています。

主な活動は、食の安全・安心や環境などに関する講演会への参加、廃油を使ったせっけんづくり、環境にやさしいリサイクル作品づくり、SDGsに向けた勉強会などです。活動に興味のある人は、お問い合わせください。

バイク・軽自動車の登録・廃車(名義変更)手続きはお済みですか

☎税務課 市民税係 ☎773・6668

軽自動車税(種別割)は4月1日時点の登録をもとに課税されます

廃車、譲渡、盗難などで車両を所有していない場合は廃車(変更)の申請が必要です。

軽自動車税は、普通車の自動車税のような月割課税制度がないため、4月2日以降に手続きをした場合は、その年度分の軽自動車税を納めていただくことになります。手続きは3月中に行ってください。

車両に標識がついていない場合には取得申請が必要です

原動機付自転車や小型特殊自動車は、公道を走行しない車両でも所有している場合は標識の取得が必要です。

必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

車両の種類	手続きを行うところ
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税務課(市民税係) ☎773・6668
軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 長岡支所 ☎050・3816・1851
自動二輪車(125cc超)	新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2041